

証券コード：7467

萩原電気ホールディングス株式会社

第67期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月27日（木曜日）午前10時
受付開始 午前9時

場所

名古屋市東区東桜二丁目2番1号
高岳パークビル5階
当社本社会議室

※ 末尾の「第67期定時株主総会会場ご案内図」
をご参照ください。

お土産の配布はございませんので、ご理解のほど
よろしくお願い申し上げます。



証券コード7467
(発送日) 2024年6月5日
(電子提供措置の開始日) 2024年5月31日

株 主 各 位

名古屋市東区東桜二丁目2番1号
萩原電気ホールディングス株式会社
代表取締役社長 木 村 守 孝

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイト「第67期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスいただき、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.hagiwara.co.jp/ir/stocks/meeting/>



株主総会資料
掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/7467/teiji/>



東証ウェブサイト
(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名「萩原電気ホールディングス」又は証券コード「7467」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、「株主総会参考書類」をご検討くださいますと、2024年6月26日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. **日 時** 2024年6月27日(木曜日)午前10時 (受付開始:午前9時)
2. **場 所** 名古屋市東区東桜二丁目2番1号 高岳パークビル5階
当社本社会議室
(末尾の「第67期定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください)
3. **目的事項
報告事項**
 - 1.第67期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会
の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2.第67期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)
計算書類報告の件
- 決議事項**
 - 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)5名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4. **招集にあたっての決定事項**
 - (1) 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - (2) インターネット等による方法と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしません。
 - (3) インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしません。
 - (4) 書面による議決権行使における議案に賛否の記載のない場合の取り扱いについては、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネット等により議決権を行使される場合



株主総会ポータルサイト (<https://www.soukai-portal.net>) 又は、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。詳細は次頁をご参照ください。

行使期限 2024年6月26日(水曜日)

午後6時入力分まで

書面(郵送)により議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2024年6月26日(水曜日)

午後6時到着分まで

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使できる株主以外の方は、ご入場いただけませんのでご注意ください。(お身体の不自由な方の同伴等は除きます)

日時 2024年6月27日(木曜日)

午前10時(受付開始:午前9時)

場所 当社本社会議室

(末尾の「第67期定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください)

以上

- 当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、受付開始時刻は、午前9時を予定しております。
- 電子提供措置事項に修正すべき事情が生じた場合は、前記の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆さまへ)

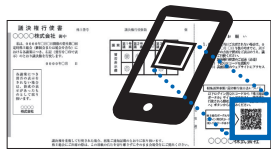
機関投資家の皆さまに関しましては、本株主総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2024年6月26日（水）午後6時入力分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使[®]トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

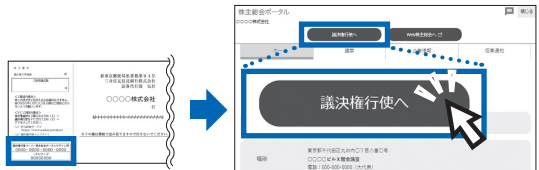
以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶<https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック！

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネット等及び書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1日曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされた結果、指摘すべき点はない旨の報告を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	当社における地位	取締役会への出席状況	在任年数 (本総会終結時)
1	再任	きむら もりたか 木村 守孝	代表取締役社長	95% (18/19回)	4年
2	再任	はぎわら ともあき 萩原 智昭	常務取締役	100% (19/19回)	10年
3	再任	ひらかわ よしひろ 平川 佳弘	常務取締役	100% (19/19回)	3年
4	再任 社外 独立	おかもと しんいち 岡本 伸一	取締役	100% (19/19回)	2年
5	再任 社外 独立	はやし きょうこ 林 恭子	取締役	100% (13/13回)	1年

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

(注) 2023年4月から2024年3月までに開催された取締役会は19回であり、取締役林恭子の就任以降開催された取締役会は13回となっております。



所有する当社の株式数
8,341株

候補者番号

1

き むら もり たか
木 村 守 孝

(1967年1月30日生)

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

- 2007年1月 日本オラル株式会社入社
- 2011年1月 当社入社 海外統括部海外部長
- 2011年4月 Hagiwara America, Inc. 最高経営責任者兼社長就任
- 2012年10月 Hagiwara Electric Europe GmbH 代表取締役社長就任
- 2014年7月 当社第一デバイス事業部長
- 2015年6月 当社執行役員
- 2018年4月 萩原エレクトロニクス株式会社取締役就任
- 2020年4月 当社常務執行役員
萩原テクノソリューションズ株式会社取締役就任
- 2020年6月 当社取締役就任
当社経営企画本部総括
- 2021年6月 当社代表取締役社長就任（現任）
- 2022年4月 当社経営戦略本部総括（現任）
- 2023年6月 当社内部監査室総括（現任）

取締役候補者とした理由

長年にわたるデバイス事業の業務経験を有し、事業会社の取締役としても、新事業に関する取り組みを推進し、取締役社長就任後は新中期経営計画を推進するなど優れたリーダーシップを発揮し、今後も、その能力・経験を当社で活かすことができると考え、取締役としての選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式数
340,828株

候補者番号

2

はぎ わら とも あき
萩原智昭

(1973年2月20日生)

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

- 1997年3月 株式会社サガミチェーン（現株式会社サガミホールディングス）入社
- 2008年5月 当社入社
- 2011年7月 当社第二デバイス事業部専任部長
- 2012年10月 当社第三デバイス事業部専任部長
- 2013年10月 当社海外事業部専任部長
- 2014年6月 当社取締役就任
- 2014年7月 当社総括役員（経営企画本部）
- 2017年6月 当社常務取締役就任（現任）
- 2018年4月 当社経営企画総括
- 2019年4月 萩原テクノソリューションズ株式会社取締役副社長就任
- 2020年4月 当社財務本部総括
- 2021年6月 当社総務人事本部副総括
- 2022年6月 当社内部監査室総括
- 2022年9月 当社総務人事本部総括（現任）

取締役候補者とした理由

当社のデバイス事業、ソリューション事業、管理系業務の経験を有し、取締役就任後においては、その経験に基づき中期経営計画策定や人事管理業務に携わっており、今後も、その能力・経験を当社で活かすことができると考え、取締役としての選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式数

8,670株

候補者番号

3

ひら かわ よし ひろ
平 川 佳 弘

(1965年7月21日生)

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

- 1990年 4月 当社入社
- 2006年 7月 当社財務管理部長
- 2013年 7月 当社財務本部長
- 2015年 6月 当社執行役員
- 2020年 4月 当社常務執行役員
- 2021年 6月 当社常務取締役就任（現任）
当社財務本部総括（現任）
- 2023年 4月 当社IT戦略本部総括（現任）

取締役候補者とした理由

長年にわたる財務経理部門の豊富な業務経験を有し、取締役就任後においても財務戦略に深く携わるなど、今後も、その能力・経験を当社で活かすことができると考え、取締役としての選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式数
200株

候補者番号

4

おか もと しん いち
岡 本 伸 一

(1958年4月28日生)

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

- 1989年 8月 ソニー株式会社（現ソニーグループ株式会社）入社
- 2003年 9月 R & Dコンサルタント開業
- 2004年11月 株式会社デジタルメディアプロフェッショナル 社外取締役就任（現任）
- 2010年 3月 株式会社ブルー・シフト・テクノロジー設立 取締役就任（現任）
- 2022年 6月 当社社外取締役就任（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社デジタルメディアプロフェッショナル 社外取締役
株式会社ブルー・シフト・テクノロジー 取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

総合電機メーカーのグループ会社CTOやR & Dコンサルタントとしての経歴を有し、その能力・経験を当社で活かすことができると考え、社外取締役としての選任をお願いするものであります。選任後は、その豊富な経験と深い知見を活かし、当社経営に対する助言や監督を行うなどの役割を果たしていただくことを期待しております。



候補者番号

5

はやし きょう こ
林 恭 子

(1966年11月9日生)

所有する当社の株式数

—

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

- 1989年 4月 モトローラ株式会社入社
- 1991年 6月 株式会社ボストンコンサルティンググループ入社
- 2007年 1月 株式会社グロービス入社
- 2014年 4月 学校法人グロービス経営大学院 教授（現任）
- 2014年 7月 株式会社グロービス 経営管理本部長、マネジング・ディレクター
- 2019年 7月 同社ファカルティ本部シニア・ファカルティ・ディレクター（現任）
- 2022年 5月 株式会社イトアンドホールディングス 社外取締役（現任）
- 2023年 6月 当社社外取締役就任（現任）
- 2023年 9月 コア商事ホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）

【重要な兼職の状況】

学校法人グロービス経営大学院 教授
株式会社グロービス ファカルティ本部シニア・ファカルティ・ディレクター
株式会社イトアンドホールディングス 社外取締役
コア商事ホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

ダイバーシティ、働き方改革、DX推進、危機管理・防災など豊富な経験を有しており、当社グループの持続的な企業価値の向上を目指すにあたり、その能力・経験を当社で活かすことができると考え、社外取締役としての選任をお願いするものであります。選任後は、その豊富な経験と深い知見を活かし、当社経営に対する助言や監督を行うなどの役割を果たしていただくことを期待しております。

- (注)
1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 岡本伸一及び林恭子は社外取締役候補者であります。また、林恭子の戸籍上の氏名は大谷恭子であります。
 3. 当社は、岡本伸一及び林恭子を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
 4. 岡本伸一は、現在、当社の社外取締役であります。在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 5. 林恭子は、現在、当社の社外取締役であります。在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
 6. 当社は、岡本伸一及び林恭子と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づき損害賠償の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏と当該契約を継続する予定であります。
 7. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4.(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載しております。各候補者は、取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況	在任年数 (本総会終結時)
1	新任 いのうえ のりあき 井上 典昭	理事	—	—	—
2	再任 社外 独立 はやかわ ひさし 早川 尚志	取締役 (監査等委員)	100% (19/19回)	100% (16/16回)	6年
3	新任 社外 独立 えのもと さちこ 榎本 幸子	—	—	—	—

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員



候補者番号

1

※
いの
井 うえ
上 のり
典 あき
昭

(1964年2月22日生)

所有する当社の株式数
3,300株

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

- 1986年4月 当社入社
- 2004年6月 当社小牧支店長
- 2012年7月 当社総務部長
- 2015年7月 当社総務人事本部副本部長
- 2018年4月 当社総務人事本部部長
- 萩原エレクトロニクス株式会社監査役（現任）
（2024年6月退任予定）
- 2021年4月 当社理事（現任）
（2024年6月退任予定）
- 2022年6月 萩原テクノソリューションズ株式会社監査役（現任）
（2024年6月退任予定）
- 萩原北都テクノ株式会社監査役（現任）
（2024年6月退任予定）
- 2022年9月 萩原エンジニアリング株式会社監査役（現任）
（2024年6月退任予定）

監査等委員である取締役候補者とした理由

長年にわたる総務部門の業務経験があり、また事業会社の監査役としての実務経験を有しており、その能力・経験を当社の監査・監督機能に活かすことができると考え、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式数

候補者番号

2

はや かわ ひさ し
早 川 尚 志

(1976年1月16日生)

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

- 2007年 9月 弁護士会登録（愛知県弁護士会所属）
大島真人法律事務所入所
- 2011年 7月 早川尚志法律事務所開設
- 2012年 2月 弁護士法人 啓明総合法律事務所（現弁護士法人さくら合同）
パートナー（現在に至る）
- 2018年 6月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）

【重要な兼職の状況】

弁護士

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士としての専門知識及び経験を、当社の監査・監督機能強化に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。選任後は、弁護士としての専門知識、経験を活かし、監督、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただくことを期待しております。

なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。



候補者番号

3

※

えの
榎

もと
本

さち
幸

こ
子

(1974年 5月26日生)

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

2004年11月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ） 入所

2008年 6月 公認会計士登録

2017年 8月 榎本幸子公認会計士事務所開設（現在に至る）

2020年 7月 榎本商事株式会社 監査役（現任）

2021年 4月 名古屋家庭裁判所 家事調停委員（現任）

2023年 6月 大豊工業株式会社 社外監査役（現任）

2023年10月 名古屋地方裁判所及び名古屋簡易裁判所 民事調停委員（現任）

【重要な兼職の状況】

公認会計士

名古屋家庭裁判所 家事調停委員

名古屋地方裁判所及び名古屋簡易裁判所 民事調停委員

大豊工業株式会社 社外監査役

榎本商事株式会社 監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士としての専門知識及び経験を、当社の監査・監督機能強化に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。選任後は、公認会計士としての専門知識、経験を活かし、監督、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただくことを期待しております。

なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

所有する当社の株式数

—

- (注)
1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
 2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 早川尚志及び榎本幸子は社外取締役候補者であります。
 4. 当社は、早川尚志を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏を引き続き独立役員として指定する予定であります。
 5. 当社は、榎本幸子を独立役員として、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届け出る予定であります。
 6. 早川尚志は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
 7. 当社は、早川尚志と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏と当該契約を継続する予定であります。
 8. 当社は、榎本幸子の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定です。
 9. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4.(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載しております。各候補者は、取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

ご参考 取締役のスキルマトリックス

当社は業務の執行と一定の距離を置く社外取締役を複数名選任しております。その上で、当社の取締役会は、会社法及び当社定款に定める人数の範囲内において、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力をバランスよく備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成しております。

取締役のスキルマトリックスは以下のとおりであります。

	企業経営・ 経営戦略	事業戦略	グローバル ビジネス	財 務	人 事	コーポレート ガバナンス	法務・リスク マネジメント	SDGs・ESG	IT・DX
木村守孝	●	●	●			●		●	●
萩原智昭	●	●		●	●	●		●	
平川佳弘	●		●	●		●		●	●
岡本伸一	●	●	●			●		●	●
林 恭子	●		●		●	●		●	
井上典昭						●	●	●	
早川尚志						●	●	●	
榎本幸子				●		●		●	

(注) 上記の一覧表は各氏の経験等を踏まえて、より専門性が発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見を表すものではありません。

ご参考 「社外取締役の選任及び独立性に関する基準」の概要

当社では「社外取締役の選任及び独立性に関する基準」を定め、基準を満たす社外取締役を独立役員として選定しております。

<社外取締役の選任基準の概要>

会社法上の社外性要件に加え、誠実な人格、高い見識と能力、広範な知識と経験及び実績を有していること。

<社外取締役の独立性基準の概要>

社外取締役のうち、以下のいずれにも該当しない者は独立性を有すると判断する。

- ①当社の主要株主又はその業務執行者である者
- ②当社グループを主要な取引先（直近事業年度の連結売上高2%超）とする者又はその業務執行者である者
- ③当社グループの主要な取引先（直近事業年度の連結売上高2%超）又はその業務執行者である者
- ④当社グループの会計監査人又はその社員等として当社グループの監査業務を担当している者
- ⑤当社グループから役員報酬以外に、年間1千万円を超える多額の金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等
- ⑥当社グループの主要借入先又はその業務執行者である者
- ⑦過去3年間において、上記①～⑥のいずれかに該当していた者
- ⑧その他当社と利益相反関係が生じうる等、独立性を有する社外役員として職務を果たすことができない特段の理由を有している者

以 上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

<全般的状況>

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い経済活動の正常化が進みましたが、世界的な金融引き締めや継続的な物価上昇による景気への影響、中国経済の先行き懸念、地政学リスクなどもあり、依然として不透明な状況が続きました。

当社グループの主要ユーザーである自動車関連企業では、半導体不足の緩和により自動車生産台数が回復したことに加えて、電動化領域を中心とした半導体・電子部品の需要が拡大するなど引き続き堅調に推移いたしました。

このような環境のもと、当社グループは、お客様やパートナー様から選ばれる存在を目指し、新たな価値を創造、提供できる企業グループへの変革を加速させ、グローバルサプライチェーンの安定化やお客様、パートナー様との関係強化に努めました。

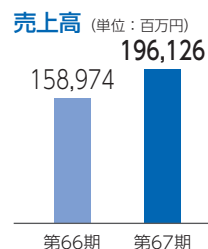
この結果、当連結会計年度の売上高は2,251億50百万円（前期比21.0%増）、営業利益は77億11百万円（前期比14.7%増）、経常利益は72億21百万円（前期比12.5%増）となり、売上高、営業利益、経常利益について過去最高を更新いたしました。また、前連結会計年度において特別利益に負ののれん発生益6億70百万円を計上した反動減もあり、親会社株主に帰属する当期純利益は44億21百万円（前期比10.0%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりです。

<セグメントの状況>

(デバイス事業)

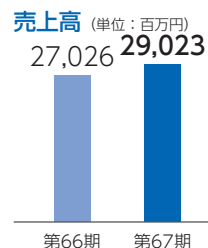
デバイス事業では、電子制御が進む自動車向けシステム L S I などの半導体や電子部品の販売及び技術支援、組込システムの P o C (概念実証) 開発支援や組込ソフトウェアを中心とした受託開発事業を行っております。



当連結会計年度におきましては、一時的な車両生産調整の影響がみられたものの、全体的には半導体不足の緩和や供給品の採用車種拡大などにより需要が好調に推移した結果、デバイス事業の売上高は、1,961億26百万円 (前期比23.4%増)、営業利益は56億70百万円 (前期比26.3%増) となりました。

(ソリューション事業)

ソリューション事業では、I T 機器、組込機器及び計測機器の販売や、I T プラットフォーム基盤及び I T システムの構築に加え、自動化・省力化に貢献する各種 F A ・特殊計測システム的设计・製造・販売及び産業用コンピュータの開発・製造・販売を行っております。



当連結会計年度におきましては、産業機器市場における受注調整の影響を受けつつも、I T プラットフォーム基盤や I T 機器の更新、業務効率化を目的としたシステム構築、自動車の電動化領域を中心とした設備投資需要などを取り込んだ結果、ソリューション事業の売上高は、290億23百万円 (前期比7.4%増)、営業利益は20億40百万円 (前期比8.7%減) となりました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度において、新株予約権11,000個を発行し、2023年10月6日までに、その全てが権利行使されたことで、34億76百万円の資金調達を行いました。

また、当社は今後の事業規模拡大に伴う資金需要に対し、機動的かつ安定的な資金調達枠を確保することを目的として、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャー、株式会社三井住友銀行をジョイント・アレンジャーとする総額300億円のコミットメントライン契約を2024年3月29日に締結いたしました。

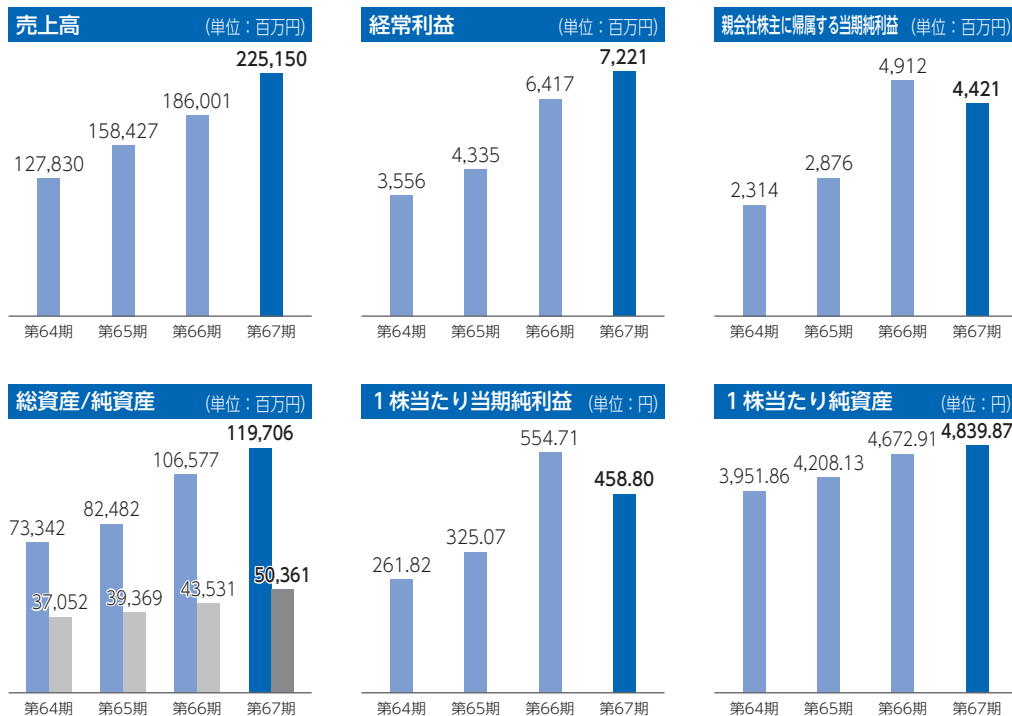
同契約におけるコミットメント期間は2024年10月1日～2027年9月30日(1年ごとの延長オプション2回)となります。

既存契約の株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとする総額50億円のコミットメントライン契約と合わせ、総額350億円のコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第64期	第65期	第66期	第67期
	(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	(当連結会計年度) (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
売上高(百万円)	127,830	158,427	186,001	225,150
経常利益(百万円)	3,556	4,335	6,417	7,221
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,314	2,876	4,912	4,421
1株当たり当期純利益(円)	261.82	325.07	554.71	458.80
総資産(百万円)	73,342	82,482	106,577	119,706
純資産(百万円)	37,052	39,369	43,531	50,361
1株当たり純資産(円)	3,951.86	4,208.13	4,672.91	4,839.87

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第65期の期首から適用しており、第65期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



(5) 対処すべき課題と経営方針

当社グループは、創業当初から「創造と挑戦」を経営理念に掲げ、エレクトロニクス分野に軸足を置き、自動車産業を中心とした製造業のお客様に對し最適なソリューションを提供してまいりました。

現在、当社グループを取り巻く環境は大きな変革の時代を迎えており、製造業の課題を解決するためのデジタルトランスフォーメーションが加速し、自動車産業では、CASE（Connected, Autonomous, Shared, Electric）の進展に伴うソフトウェアファーストの動きなど、技術ニーズの変化が顕著となっております。そのため、事業戦略の変革に加えて、これらの技術の伸展を支える人材育成が急務となっております、さらに持続可能性や環境へ配慮した企業運営も求められております。

このような環境下において、当社は経営ビジョンとして「先進エレクトロニクスで人と社会とテクノロジーをつなぐエンジニアリングソリューションパートナー」を掲げ、第68期から第70期までの3か年を対象とする当社グループ中期経営計画「Make New Value2026」を策定いたしました。

今まで培ってきたモビリティ領域の理解や知見など当社グループらしさを活かしながら、ビジネス戦略とテクノロジー戦略を融合し、パートナー様との連携も強化することで、社会やお客様の課題解決に貢献する最適ソリューションを提供してまいります。そして従来の得意領域であるモビリティ領域の枠を超えた価値づくりに貢献し、収益性と資本生産性の向上を通じてステークホルダーとの適切な関係を築き、稼ぐ力と社会課題の解決を両立させることを目指しています。

中期経営計画「Make New Value2026」では、本期間を新たなグループ成長ステージへ向けた構造変革と事業基盤の確立を実行する期間と位置づけており、（i）ビジネスモデル変革による提供価値の向上、（ii）資本生産性を意識したマネジメント改革の実行、（iii）人的資本活用による従業員パワーの最大化に取り組むことで、第70期に売上高3,000億円、営業利益110億円へと事業成長させ、ROE11%以上を達成することを目指します。

<経営方針>

(i) ビジネスモデル変革による提供価値の向上

- ・ソリューション志向のもと、既存事業における付加価値となる付帯開発及びサービス事業の拡大
- ・デバイス応用技術やIoT構築技術など当社グループの知見を活用した新たなビジネスモデルの構築
- ・グループシナジー及び他社とのビジネスコラボによる付加価値イノベーションの促進

(ii) 資本生産性を意識したマネジメント改革の実行

- ・株主資本コストを踏まえた投下資本に対する利益に着目したマネジメントの構築
- ・事業ポートフォリオに対する戦略的アプローチを可能にする仕組みの構築と運用

(iii) 人的資本活用による従業員パワーの最大化

- ・当社グループらしい強みを活かした人的資本経営の実現
- ・第68期に刷新した人事制度の運用による人と組織の活性化

(6) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

①デバイス事業

集積回路・半導体・一般電子部品の販売及びソフトウェアを中心とした受託開発事業を行っております。

②ソリューション事業

電子機器の販売及びF A機器等の製造販売並びにその他各種製造装置の開発・製造・販売を行っております。

(7) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

①当 社

名 称	所 在 地
萩原電気ホールディングス株式会社	本社 (愛知県名古屋市)

②子会社

名 称	所 在 地
萩原エレクトロニクス株式会社	本社 (愛知県名古屋市) 関西セールス本部 (大阪府大阪市) 三好物流センター (愛知県みよし市)
萩原テクノソリューションズ株式会社	本社 (愛知県名古屋市) 東京支店 (東京都港区) 関西支店 (大阪府大阪市) 日進事業所 (愛知県日進市) 九州駐在 (福岡県福岡市) 名古屋物流センター (愛知県名古屋市) 豊田物流センター (愛知県豊田市)
萩原エンジニアリング株式会社	本社 (埼玉県入間市)
萩原北都テクノ株式会社	本社 (愛知県名古屋市) 札幌オフィス (北海道札幌市)
Singapore Hagiwara Pte. Ltd.	シンガポール共和国
Hagiwara America, Inc.	アメリカ合衆国
萩原電気韓国株式会社	大韓民国
萩原貿易(上海)有限公司	中華人民共和国
Hagiwara Electric Europe GmbH	ドイツ連邦共和国
Hagiwara Electric (Thailand) Co., Ltd.	タイ王国
Hagiwara Electronics India Private Limited	インド共和国
萩原電子設備(上海)有限公司	中華人民共和国
萩原電気香港有限公司	中華人民共和国

(注) 2023年12月8日付で萩原電気香港有限公司を設立いたしました。

(8) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
デバイス事業	355 (34) 名	20名増 (7名減)
ソリューション事業	270 (57) 名	2名増 (3名増)
全社 (共通)	109 (15) 名	15名増 (1名増)
合 計	734 (106) 名	37名増 (3名減)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから他社への出向者6名を除き、他社から当社グループへの出向者9名を含んでおります。
2. 臨時雇用者数は、期末人員を () 外数で記載しております。

(9) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	11,407
株式会社三井住友銀行	10,787
株式会社横浜銀行	2,200
株式会社愛知銀行	1,575
株式会社名古屋銀行	1,020
三井住友信託銀行株式会社	800
株式会社日本政策投資銀行	687
株式会社みずほ銀行	500
株式会社中京銀行	100
日本生命保険相互会社	100

- (注) 株式会社三菱UFJ銀行の借入額には、社債 (私募債) の未償還額100億円を含んでおります。

(10) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
萩原エレクトロニクス株式会社	百万円 1,310	% 100.0	デバイス事業
萩原テクノソリューションズ株式会社	百万円 310	% 100.0	ソリューション事業
萩原エンジニアリング株式会社	百万円 484	% 100.0	ソリューション事業
萩原北都テクノ株式会社	百万円 45	% 66.6	デバイス事業
Singapore Hagiwara Pte. Ltd.	千SGD 500	% 100.0	デバイス事業
Hagiwara America, Inc.	千USD 2,500	% 100.0	デバイス事業
萩原電気韓国株式会社	千KRW 2,613,585	% 100.0	デバイス事業
萩原貿易(上海)有限公司	千USD 10,300	% 100.0	デバイス事業
Hagiwara Electric Europe GmbH	千EUR 500	% 100.0	デバイス事業
Hagiwara Electric (Thailand) Co., Ltd.	千THB 31,500	% 100.0	デバイス事業
Hagiwara Electronics India Private Limited	千INR 10,000	% 100.0	デバイス事業
萩原電子設備(上海)有限公司	百万円 100	% 100.0	ソリューション事業
萩原電気香港有限公司	千USD 300	% 100.0	デバイス事業

(注) 議決権比率は間接保有を含んでおります。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 10,118,000株（自己株式155,505株を含む）
 (注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は1,100,000株増加しております。
 (3) 株 主 数 5,371名
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,287,700	12.93
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	828,200	8.31
有限会社スタニイ	503,250	5.05
萩原 智昭	340,828	3.42
株式会社三菱UFJ銀行	232,500	2.33
名古屋中小企業投資育成株式会社	230,000	2.31
公益財団法人萩原学術振興財団	230,000	2.31
セントラル短資株式会社	216,800	2.18
三井住友信託銀行株式会社	178,000	1.79
萩原 祥子	162,575	1.63

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役へ交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	3,003株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (4) 取締役の報酬等」に記載しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等の状況

2023年4月3日及び同年4月7日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	11,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 1,100,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1,049円
新株予約権の払込期日	2023年4月24日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき当初3,330円
新株予約権の行使期間	2023年4月25日から2026年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額により増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をSMB C日興証券株式会社に割り当てた。

(注) 本新株予約権は、2023年10月6日をもって、全て行使が完了しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長(代表取締役)	木 村 守 孝	経営戦略本部総括 内部監査室総括
常 務 取 締 役	萩 原 智 昭	総務人事本部総括
常 務 取 締 役	平 川 佳 弘	経理本部総括 IT戦略本部総括
取 締 役	岡 本 伸 一	株式会社デジタルメディアプロフェッショナル 社外取締役 株式会社ブルー・シフト・テクノロジー 取締役
取 締 役	林 恭 子	学校法人グロービス経営大学院 教授 株式会社グロービス ファカルティ本部 シニア・ファカルティ・ディレクター 株式会社イートアンドホールディングス 社外取締役 コア商事ホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員・常勤)	宮 本 敬 三	
取締役 (監査等委員)	辻 中 修	公認会計士
取締役 (監査等委員)	早 川 尚 志	弁護士

- (注) 1. 取締役岡本伸一及び林恭子、取締役 (監査等委員) 辻中修及び早川尚志の4名は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 辻中修は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役 (監査等委員) 早川尚志は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役岡本伸一及び林恭子、取締役 (監査等委員) 辻中修及び早川尚志を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
5. 監査等委員会は情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、宮本敬三を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ①2023年6月29日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって、取締役会長の岩井三津雄及び常務取締役の山田文彦は任期満了につき退任いたしました。
- ②2023年6月29日開催の第66期定時株主総会において、林恭子が新たに取締役に選任され就任いたしました。
7. 当社では経営環境の変化に的確に対応し業務遂行の迅速化と効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。
- 執行役員は佐藤達人、長谷川政行及び加藤正幸の3名で構成されております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員等であり、保険料は全額当社負担としております。当該保険契約により、被保険者が業務について行った行為に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等は填補対象外とすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。当該方針は、指名・報酬諮問委員会の関与を明確にする旨の方針の一部見直しを含めて、2021年2月26日、同年5月31日及び2022年5月30日開催の取締役会において決議されております。

なお、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、当該方針が妥当であるとの答申を受けております。

また、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会に諮問し答申を得ることを手続として定めております。取締役会は、当該手続により指名・報酬諮問委員会から諮問事項が妥当である旨の答申を得ることで、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであることを担保しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

i. 基本方針

当社の取締役の個人別の報酬の決定に際しては、世間水準及び従業員給与との均衡を考慮して適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬（賞与）及び譲渡制限付株式報酬により、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬はその職責に鑑み基本報酬（金銭報酬）のみにより構成する。なお、役員退職慰労金は支給しない（ただし、2013年6月27日開催の第56期定時株主総会において承認された

「役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件」に基づく役員退職慰労金の支給を除く)。

- ii. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

基本報酬(金銭報酬)は、月額固定報酬とし、取締役基礎報酬、役位別報酬、代表取締役報酬の積算により個人別の報酬額を決定する。

- iii. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

業績連動報酬(賞与)に係る指標は、経常利益を指標とする従業員の賞与支給実績をベースとし、役員個人評価を反映した個人別賞与額とし毎年、一定の時期に支給する。

非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬とし、基本報酬の一定割合の金銭報酬債権を毎年、一定の時期に各取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)に対し支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限期間の満了時までの譲渡制限を付した譲渡制限付株式の割当を受ける。

- iv. 報酬等の割合に関する方針

取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)の種類別の報酬割合については、同様の報酬体系とする企業をベンチマークとする割合を踏まえ、指名・報酬諮問委員会において検討を行う。v. の委任を受けた代表取締役社長は、指名・報酬諮問委員会の答申を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合を目的に取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)の個人別の報酬等の内容を決定する。

- v. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役(監査等委員を除く)の個人別の報酬等の構成、各報酬の算定基準については、指名・報酬諮問委員会に諮問し答申を得て取締役会で決定する。

個人別の具体的な報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長が委任を受けるものとし、その権限の内容は、基本報酬(金銭報酬)の月額並びに各取締役の個人評価を踏まえた業績連動報酬(賞与)の配分及び支給時期並びに2013年6月27日開催の第56期定時株主総会において承認された「役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件」に基づく役員退職慰労金の額及び支給時期とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならない。なお、譲渡制限付株式報酬は指名・報酬諮問委員会の答申を得た基準に従って、取締役会で取締役の個人別割当株式数を決議する。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	146 (14)	108 (14)	26 (-)	11 (-)	7 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	36 (17)	36 (17)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外取締役)	182 (31)	144 (31)	26 (-)	11 (-)	10 (4)

- (注) 1. 上表には、2023年6月29日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 当事業年度末現在の役員退職慰労金の未払残高は、取締役1名に対して4百万円であります。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は、経常利益を指標とする従業員の賞与支給実績をベースとし、役員個人評価を反映した個人別賞与額を算定しております。当該指標を選択した理由は、通常の経済活動で毎期に経常的・反復的に生じる経常利益をベースとしていることから、業績連動の指標として適切であると判断しているためです。当事業年度に係る経常利益の実績は、7,221百万円です。
4. 非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式報酬とし、基本報酬の一定割合の金銭報酬債権を毎年、一定の時期に各取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く) に対し支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限期間の満了時までの譲渡制限を付した譲渡制限付株式の割当を受けることとしております。
また、当事業年度における交付は、「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第59期定時株主総会において年額500百万円以内 (使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない) と決議しております。
当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は7名です。
また、上記報酬枠の範囲内で、2018年6月28日開催の第61期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、その報酬額は、年額100百万円以内、株式数の上限を年9万株 (監査等委員及び社外取締役は付与対象外) と決議しております。
当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く) の員数は6名です。
6. 取締役 (監査等委員) の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第59期定時株主総会において年額80百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は4名です。

7. 取締役会は、代表取締役社長木村守孝に対し取締役（監査等委員を除く）の基本報酬（金銭報酬）の月額並びに各取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の個人評価を踏まえた業績連動報酬（賞与）の配分及び支給時期並びに2013年6月27日開催の第56期定時株主総会において承認された「役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件」に基づく役員退職慰労金の額及び支給時期の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の個人評価等を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に諮問し答申を得るものとし、委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

(5) 社外役員に関する事項

- ①重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

- ②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	岡 本 伸 一	当事業年度に開催された取締役会19回全て、また、指名・報酬諮問委員会4回全てに出席いたしました。取締役会では、エンジニアとしての経験及びR&Dコンサルタントとしての専門的見地から積極的に意見を述べており、指名・報酬諮問委員会では、諮問事項に対して客観的視点から発言を行っております。豊富な経験や深い知見を活かし、社外取締役として、当社経営に対する助言や監督を行うなど適切な役割を果たしております。
取 締 役	林 恭 子	2023年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回全て、また、指名・報酬諮問委員会3回全てに出席いたしました。取締役会では、ダイバーシティ、働き方改革、DX推進、危機管理・防災などの豊富な経験に基づき積極的に意見を述べており、指名・報酬諮問委員会では、諮問事項に対して客観的視点から発言を行っております。豊富な経験や深い知見を活かし、社外取締役として、当社経営に対する助言や監督を行うなど適切な役割を果たしております。

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った 職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	辻 中 修	<p>当事業年度開催の取締役会19回のうち18回に、監査等委員会16回のうち15回に、また、指名・報酬諮問委員会4回全てに出席いたしました。取締役会では、主に公認会計士としての専門的見地から積極的に意見を述べており、監査等委員会では、監査結果についての意見交換等、専門的見地から発言を行っており、指名・報酬諮問委員会では、諮問事項に対して客観的視点から発言を行っております。公認会計士としての専門知識、経験から監督、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
取 締 役 (監査等委員)	早 川 尚 志	<p>当事業年度開催の取締役会19回全て、監査等委員会16回全て、また、指名・報酬諮問委員会4回全てに出席いたしました。取締役会では、主に弁護士としての専門的見地から積極的に意見を述べており、監査等委員会では、監査結果についての意見交換等、専門的見地から発言を行っており、指名・報酬諮問委員会では、諮問事項に対して客観的視点から発言を行っております。弁護士としての専門知識及び経験から監督、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、Singapore Hagiwara Pte. Ltd.、Hagiwara America, Inc.、萩原電気韓国株式会社、萩原貿易（上海）有限公司、Hagiwara Electric Europe GmbH、Hagiwara Electric (Thailand) Co., Ltd.、Hagiwara Electronics India Private Limited及び萩原電子設備（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記「イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額」には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人からの監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行ったうえで、報酬等の額は妥当と判断し、同意しております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「萩原電気グループ企業行動憲章」及び「萩原電気グループ企業行動規範」を制定し、その運用に努めるとともに、継続的なコンプライアンス教育・啓蒙を行う。
- ・コンプライアンスや内部管理体制の適切性・有効性を定期的に検証し、問題点の改善・是正を行うために、取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、内部統制全般の適切な整備・運用を行う。
- ・サステナビリティ委員会は、リスク管理委員会・内部統制委員会・サステナビリティ推進委員会を統括・管理するとともに、他の委員会等を通じて社内の情報収集を行い、当社グループの内部統制体制の有効性の確保を図っていく。
- ・コンプライアンス体制の強化を目的として、企業倫理ホットラインを設置する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社グループのコーポレート・ガバナンス強化のために、取締役会において会社全体で取り組むべき課題（社会的責任・リスク対策）の方針を決定する。
- ・リスク管理委員会はその方針に沿って、主管部署を指示しリスク管理規程をはじめとする関連規程の整備・運用等、当社のリスクマネジメント体制の充実と強化を図っていく。
- ・当社グループの情報セキュリティのシステム確立とその推進を図るための委員会組織として情報セキュリティ委員会を設け、情報セキュリティ基本規程、情報セキュリティ運用基準書をはじめとする関連規程、ガイドライン、マニュアルなどの整備を進める。

(3) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・業務の執行が法令及び定款に適合するとともに、業務の適正と効率性の確保を目的として、組織や業務分掌をはじめとする社内規程を定め業務を執行する。
- ・これらの規程は、法令の改廃や業務の見直し等、必要のある場合に随時見直しを行うものとする。
- ・業務執行部門から独立した取締役社長直轄の内部監査部門を設置し、各部門の業務プロセス等をチェックし、不正の防止とプロセスの改善に努める。
- ・内部統制委員会のもと、関連部署が主管となり当社グループのガバナンス強化・取り組みを円滑かつ効果的に推進することを目的とする内部統制規程を制定し、内部統制システムの整備と強化を進める。

- ・子会社、関連会社を管理する諸規程及び海外事業会社管理規程を定め、事業規模に応じ当社と同様のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制システムの構築を推進し、前記取り組みが企業集団として機能するように必要・適切な管理を行う。
- (4) **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
- ・取締役は、その職務の執行に係る情報及び文書の取り扱いについて、社内規程を定めるとともに、その規程の定めに基づき、適切に保存し管理を行う。社内規程は法令の改廃等、必要のある場合に随時見直しを行うものとする。
- (5) **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ・取締役は、合理的かつ効率的な職務執行を確保するために、職務の役割分担を定めるとともに、取締役会規程や職務権限に基づき業務を執行する。
 - ・当社で毎月開催される経営会議において、子会社の予実状況、収支状況、重要な事業計画の進捗等のレビューを実施し、必要に応じて協議を行い職務執行の効率性を確保する。
- (6) **監査等委員会監査の実効性確保体制**
- ・監査等委員会は、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人を指名することができる。また、その場合の取締役及び使用人は、監査等委員である取締役以外の指揮命令を受けないものとする。
 - ・監査等委員会は、内部監査部門から内部監査状況に係る情報の提供を受けることができるほか、重要な会議の内容の報告を受けるものとする。また、監査等委員会が選定した監査等委員は、必要に応じて会社の業務及び財産の状況の調査を行うことができるものとする。
 - ・監査等委員会は、代表取締役、会計監査人との定期的な情報交換の場を持つものとする。
 - ・当社及び子会社の取締役及び使用人は、業務執行において法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れがある事実を発見した場合は、速やかに当社の監査等委員会に報告する。また、報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。
 - ・監査等委員の職務執行について発生する費用は、監査等委員の請求により当社が負担する。
- (7) **反社会的勢力排除に向けた体制**
- ・当社及び子会社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係を含め一切の関係をもたない。
 - ・また、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、組織全体として毅然とした対応をとるとともに、関連する情報の収集や蓄積を行い、反社会的勢力排除のための仕組みを整備する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社が、6.の業務の適正を確保するための体制に基づき、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの運用状況は次のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取り組み

当社の内部統制強化を目的として、内部統制委員会を設置するとともに、全社員を対象とした内部統制教育・コンプライアンス教育等の集合教育や、定期的なコンプライアンス情報の発信のほか、eラーニングにより著作権や契約締結など実務に関わる法務知識習得の教育を実施しております。また、教育資料は社内イントラネット等を通じて、海外事業会社でも閲覧できるようになっており、グループ内での内部統制強化を図っております。取締役及び執行役員を対象として、年1回、コンプライアンスに関する集合教育も実施しております。

また、全社員を対象に、企業行動憲章・企業行動規範についての意識調査を実施し、コンプライアンスの浸透や改善に向けた取り組みを実施しています。

技術開発業務においては、定期的に特許侵害リスク調査を行っております。

(2) リスク管理体制の強化

当社は、当社グループ事業を取り巻くさまざまなリスクに対して的確な管理・実践が可能となることを目的にリスク管理委員会を設置するとともに、リスク管理規程及び事業継続計画（BCP）を策定しリスク管理体制を整備しております。

事業継続計画（BCP）の一環として、毎年の全社員を対象とする安否確認テストや避難訓練、必要に応じて災害対策本部要員向けの机上訓練や参集テストなどを実施しております。また、リスク管理委員会において、重要リスクを選定し、リスク低減への取り組みを開始しております。

また、情報セキュリティ対応として、標的型攻撃メールなどのサイバー対策訓練、在宅勤務制度導入に伴うセキュリティ対応の強化を実施しております。

(3) 業務執行の適正性や効率性の向上

当社は、毎月1回経営会議を開催し、実質的な企業経営のための検討・答申を行っており、取締役会での議論の実効性を高めております。これらの活動を通して業務執行の適正性や効率性の向上が図られていると考えております。

(4) 当社グループにおける業務の適正性の確保

当社は業務の適正と効率性の確保を目的として、必要な諸規程の制定を行うほか、企業集団における業務の適正の確保を目的として、グループ共通の諸規程や海外事業会社管理規程及び海外事業会社管理基準書を制定し、

グループとして業務の適正の確保に努めております。海外事業会社の業務等に応じて、決裁の基準や手続きの見直しを実施するとともに、内部統制システムの構築を推進しております。また、内部通報制度も導入しております。

(5) 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

当社の監査等委員は、毎月1回監査等委員会を開催し情報交換を行うとともに、常勤監査等委員による経営会議等の重要な会議への出席や、稟議書等の定期的な閲覧などを通じて必要な情報を収集し、監査の実効性の向上を図っております。コンプライアンスや内部統制の整備状況などについては、内部監査部門と監査内容の共有を行うとともに、必要に応じて内部統制委員会との会合を実施し、監査の実効性を確保しております。

また、代表取締役及び会計監査人との定期的な会合を実施し、監査に必要な情報交換を実施しております。

なお、当社は監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人は置いておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置付けており、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としております。

具体的には、株主の皆さまに対する配当は、連結配当性向30%を目途とし連結純資産配当率も勘案したうえで、安定配当をベースに業績に応じた利益配当を行うこととしております。

自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

また、内部留保資金につきましては、業界における急速な技術革新に対応するため、意欲的に新製品・新技術の知識修得に努めるほか、会社競争力の維持・強化や企業体質の一層の強化に充当し、将来の業績向上を通じて利益還元を行ってまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回としており、取締役会の決議によって行うことができます。

今期の配当につきましては、上記の方針及び今般の当社業績を踏まえ、期末配当を90円（普通配当80円 記念配当10円）とし、中間配当と合わせた年間配当は185円となります。

なお、第68期より、株主の皆さまへ利益還元の更なる強化を図るため、株主還元方針を変更し、連結配当性向の目安を「30%」から「30%～40%」に引き上げました。

◎ 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	111,572	流動負債	45,111
現金及び預金	14,522	支払手形及び買掛金	24,696
受取手形	136	電子記録債務	4,630
売掛金	35,667	短期借入金	4,879
契約資産	940	1年内返済予定の長期借入金	3,902
電子記録債権	11,939	リース債務	119
有価証券	105	未払法人税等	1,675
商品及び製品	41,446	契約負債	1,836
仕掛品	1,200	製品保証引当金	20
原材料及び貯蔵品	2,028	役員賞与引当金	90
その他	3,596	受注損失引当金	56
貸倒引当金	△10	資産除去債務	4
固定資産	8,134	その他	3,199
有形固定資産	4,521	固定負債	24,234
建物及び構築物	882	社債	10,000
機械装置及び運搬具	12	長期借入金	13,592
土地	3,055	リース債務	133
リース資産	243	繰延税金負債	358
建設仮勘定	48	資産除去債務	132
その他	278	その他	17
無形固定資産	276	負債合計	69,345
投資その他の資産	3,336	純資産の部	
投資有価証券	1,456	株主資本	46,598
長期貸付金	42	資本金	6,099
退職給付に係る資産	389	資本剰余金	6,616
繰延税金資産	699	利益剰余金	34,168
その他	789	自己株式	△284
貸倒引当金	△39	その他の包括利益累計額	1,618
資産合計	119,706	その他有価証券評価差額金	500
		為替換算調整勘定	1,117
		退職給付に係る調整累計額	0
		非支配株主持分	2,143
		純資産合計	50,361
		負債純資産合計	119,706

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		225,150
売上原価		205,146
売上総利益		20,003
販売費及び一般管理費		12,292
営業利益		7,711
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	21	
受取保険金	3	
受取補償金	11	
その他	49	89
営業外費用		
支払利息	233	
社債利息	42	
為替差損	62	
売上債権売却損	12	
投資有価証券評価損	11	
支払手数料	198	
その他	18	579
経常利益		7,221
特別利益		
受取補償金	164	
その他	6	170
特別損失		
固定資産処分損	8	
輸送事故による損失	149	157
税金等調整前当期純利益		7,234
法人税、住民税及び事業税	2,780	
法人税等調整額	△14	2,766
当期純利益		4,468
非支配株主に帰属する当期純利益		46
親会社株主に帰属する当期純利益		4,421

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,361	4,874	31,529	△290	40,474
当 期 変 動 額					
新株の発行（新株予約権の行使）	1,738	1,738			3,476
剰余金の配当			△1,783		△1,783
親会社株主に帰属する当期純利益			4,421		4,421
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		4		5	9
新株予約権の発行					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	1,738	1,742	2,638	5	6,124
当 期 末 残 高	6,099	6,616	34,168	△284	46,598

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	305	772	△152	924	－	2,131	43,531
当 期 変 動 額							
新株の発行（新株予約権の行使）					△11		3,464
剰余金の配当							△1,783
親会社株主に帰属する当期純利益							4,421
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							9
新株予約権の発行					11		11
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	194	344	153	693	－	12	705
当期変動額合計	194	344	153	693	－	12	6,829
当 期 末 残 高	500	1,117	0	1,618	－	2,143	50,361

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	48,400	流動負債	4,867
現金及び預金	7,766	短期借入金	320
未収入金	437	1年内返済予定の長期借入金	3,902
有価証券	105	前受金	0
前渡金	0	リース債務	20
関係会社短期貸付金	39,893	未払金	137
前払費用	85	未払費用	249
その他	111	未払法人税等	98
固定資産	14,731	未払消費税	29
有形固定資産	2,613	預り金	65
建物	510	役員賞与引当金	26
構築物	24	資産除去債務	4
機械及び装置	2	その他	13
車両運搬具	0	固定負債	23,989
工具、器具及び備品	107	社債	10,000
土地	1,903	長期借入金	13,592
リース資産	52	リース債務	35
建設仮勘定	12	繰延税金負債	228
無形固定資産	162	資産除去債務	132
ソフトウェア	95	負債合計	28,857
ソフトウェア仮勘定	65	純資産の部	
その他	2	株主資本	33,774
投資その他の資産	11,955	資本金	6,099
投資有価証券	1,288	資本剰余金	6,616
関係会社株式	9,627	資本準備金	4,874
長期前払費用	142	その他資本剰余金	1,742
前払年金費用	387	利益剰余金	21,343
その他	508	その他利益剰余金	21,343
資産合計	63,131	別途積立金	9,000
		繰越利益剰余金	12,343
		自己株式	△284
		評価・換算差額等	500
		その他有価証券評価差額金	500
		純資産合計	34,274
		負債純資産合計	63,131

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	5,777
営業費用	3,065
営業外収益	2,711
受取利息	153
有価証券利息	1
受取配当金	20
その他	25
営業外費用	331
支払利息	66
社債利息	42
投資有価証券評価損	11
支払手数料	198
その他	12
経常利益	2,582
特別利益	4
ゴルフ会員権売却益	4
特別損失	3
固定資産処分損	3
税引前当期純利益	2,583
法人税、住民税及び事業税	381
法人税等調整額	32
当期純利益	2,169

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

残高及び変動事由	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	剰 余 金 合 計	そ の 他 別 途 積 立 金	剰 余 金 合 計	剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	4,361	3,136	1,738	4,874	9,000	11,957	20,957
当 期 変 動 額							
新株の発行（新株 予約権の行使）	1,738	1,738		1,738			
剰余金の配当						△1,783	△1,783
当期純利益						2,169	2,169
自己株式の取得							
自己株式の処分			4	4			
新株予約権の発行							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	1,738	1,738	4	1,742	-	386	386
当 期 末 残 高	6,099	4,874	1,742	6,616	9,000	12,343	21,343

残高及び変動事由	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	換算 差額金等合計		
当 期 首 残 高	△290	29,902	305	305	-	30,208
当 期 変 動 額						
新株の発行（新株 予約権の行使）		3,476			△11	3,464
剰余金の配当		△1,783				△1,783
当期純利益		2,169				2,169
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	5	9				9
新株予約権の発行					11	11
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		-	194	194	-	194
当期変動額合計	5	3,871	194	194	-	4,066
当 期 末 残 高	△284	33,774	500	500	-	34,274

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

萩原電気ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大北	尚 史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池ヶ谷	正

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、萩原電気ホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、萩原電気ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

萩原電気ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大北	尚 史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池ヶ谷	正

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、萩原電気ホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は2023年4月1日から2024年3月31日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業子会社の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、各事業子会社については、事業子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

萩原電気ホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 宮 本 敬 三 ㊟

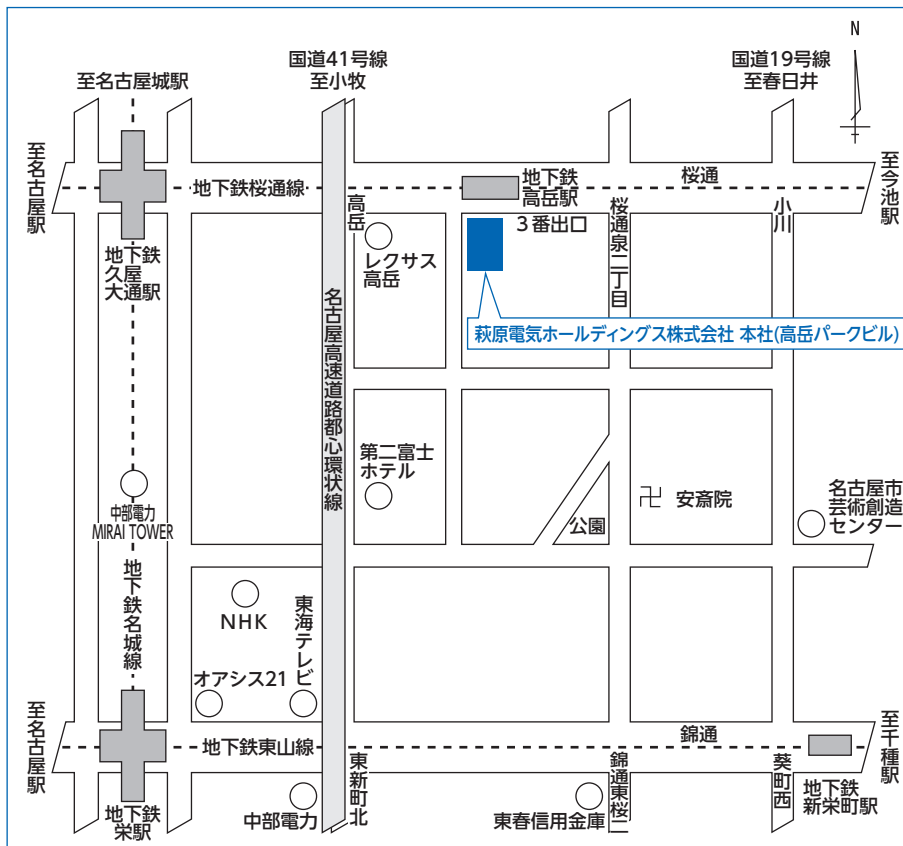
監査等委員 辻 中 修 ㊟

監査等委員 早 川 尚 志 ㊟

(注) 監査等委員辻中 修及び早川 尚志は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

第67期定時株主総会会場ご案内図



会 場 名古屋市東区東桜二丁目2番1号 高岳パークビル5階
 当社本社会議室

交 通 地下鉄 桜通線「高岳」駅下車（3番出口）

◎ お願い 会場には駐車場がございませんので、公共交通機関等をご利用願います。



見やすいユニバーサルデザイン
 フォントを採用しています。

